

## NHKへの政治介入疑惑とテレビ制作者の権利

著者	戸崎 賢二
雑誌名	東邦学誌
巻	35
号	2
ページ	13-33
発行年	2006-12-15
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1532/00000114/">http://id.nii.ac.jp/1532/00000114/</a>

# NHKへの政治介入疑惑とテレビ制作者の権利

戸崎賢二

## 目次

はじめに

I 報復人事

II 「ETV2001事件」

III 修羅場の2日間

IV 「内部的放送の自由」

結びにかえて～放送人の資質ということ～

## はじめに

2006年3月30日、参議院総務委員会でNHKの予算審議が行われた際、自民党の山本順三議員が、NHK会長にたいし、特定の職員の名前をあげて事実上人事処分を要求する、という前代未聞のできごとがあった。

質疑の内容が判明するや、NHKの動向を注視していたメディア関係者、視聴者運動関係者に懸念が広がった。NHKの自主、自立を脅かす重大な事態と受け取られたからである。

問題の国会質疑は、2001年に放送された教育テレビの番組「ETV2001・シリーズ戦争をどう裁くか、第2回 問われる戦時性暴力」をめぐって争われている裁判に関するものだった。山本議員は、質疑の一週間前の3月22日、東京高裁で証言した当時の番組プロデューサー永田浩三氏の証言内容を問題にして、その内容がNHKの公式見解と違うと指摘、どうけじめ

をつけるのか、と迫ったのである。

前記番組をめぐる問題については、2005年1月13日、永田プロデューサーの下で現場の実務を担当した当時のデスク長井暁（さとる）氏が、政治家の圧力で番組が改変されたと内部告発したことで、一気に世の中に知られるようになった。

長井氏の告発の前に、朝日新聞は、NHK幹部が安倍晋三官房副長官、中川昭一議員に呼ばれ、番組に圧力がかけられていたとスクープし、政治介入の疑いがあると報じている<sup>1)</sup>。

裁判は、この番組に協力したVAWW-NET Japan（「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク。以下VAWW-NETと略称する）が、放送された番組が取材の際の約束と違い、信託（期待）権が侵されたとして、NHKとNHKエンタープライズ21、直接取材・制作にあたった制作プロダクションのドキュメンタリー・ジャパン社を訴えて始まった。2004年3月の東京地裁の判決は、NHKの責任は認めず、ドキュメンタリー・ジャパンにのみ罰金を命じるというものであったため、原告側が控訴、東京高裁で争われることになった。当該番組にかかわるこのような一連の経過を、本稿では「ETV2001事件」と総称することとする。また、政治家およびNHKの役職員については、いずれ

も当時の肩書きであることを断っておきたい。

参議院総務委員会の質疑のあと、関係者の懸念は適中した。国会で名前を挙げられた永田、長井両職員に対し、2006年6月5日、いずれも番組制作現場から外すという、報復人事の疑いが強い配置転換が行われた。メディア研究者やジャーナリストの団体、視聴者団体がNHK会長に抗議したが、NHKは「適材適所」の異動であるとしてこの人事異動を強行した。

2000年後半から2001年1月にかけての当該番組の制作過程、2006年の人事異動の動きを辿ってみるとき、そこには二つの側面で検証すべき問題がある。

第一は、言うまでもなく、政治家のNHKへの介入疑惑であり、権力に対する「公共放送」NHKの自主・自立が貫かれたのか、という問題を事実即して検証すること、またこの事件を、現代日本のメディア全体の状況の中で考察することである。

第二は、この「E T V 2001事件」を、放送メディア内部の番組制作者の思想信条の侵害という側面で捉え直すことである。

第一の、NHKと政治家との関係や、削除、改変された個々の番組内容等については、NHKとメディアの現状の批判を含む数多くの論考と、改変過程の詳細な調査がすでに発表されており、かなりのところまで明らかにされている。しかし、第二の問題、制作過程の中で、組織内の上下関係による指示、強制が、テレビ制作者の思想、信条の自由をどのように抑圧、侵害したか、という点にはあまり眼が向けられていない。

この番組でいう「番組制作者」とは、番組の委託を受けた制作会社のドキュメンタリー・ジャパンの制作スタッフ、NHK教養番組部の「E T V 2001」担当プロデューサー（永田浩三

氏）デスク（長井暁氏）教養番組部長（吉岡民夫氏）までを含むものとする。NHKの職員であるかどうかは問わない。このような直接番組制作の作業を担当した人びとに対する、思想・信条にたいする抑圧がどのようなものであったか、その経過を可能なかぎり辿り、テレビ番組制作者の権利について考えるのが本稿の意図である。

通常、テレビ番組の制作では、上司の命令で番組内容を改変させられたり、一部分を削除させられたりすることは日常茶飯に行われている。それを思想、信条の侵害と捉える習慣は放送現場にはない。しかし、「E T V 2001事件」については、前例のない外部の圧力が制作現場にかかり、現場制作者の歴史観、思想・信条のレベルに至る抑圧が加えられた疑いが濃い。

## I 「報復人事」

### 国会質疑

以下、主として2001年の番組制作当時の過程を振り返ってみるが、国会質疑から人事異動までの経過もまた番組制作者の思想・信条にたいする侵害の事例と考えられるので、この動きについて、やや詳しくふれておきたい。

山本議員が問題にした永田浩三氏の証言は、つぎのような内容である。

2005年1月の長井氏の「E T V 2001」に関する内部告発の後、NHKが具体的な対応を協議した際、番組制作当時、国会担当であったNHK総合企画室担当局長の野島直樹氏から、やはり制作当時放送総局長だった松尾武氏に対し、「安倍氏に呼びつけられたのではなく、こちらから説明に行った、というふうに話してほしい」と、要望があり、話し合った、というものである。

永田氏はこういう「口裏合わせ」の協議があったことを、直接の上司から聞いて非常に驚いた記憶がある、と証言した。NHKはもちろんこの「口裏合わせ」を全面否定した。同席したとされる国会担当役員は、そのとき座に居なかったという事実を挙げて争っている。

ここで、問題の国会質疑がどのようなものであったかみておきたい。速記録そのままでは長くなるので、内容の正確を期しながら要旨としての表現としている。

山本順三議員「NHK裁判でのNHK幹部の永田浩三氏の証言で、1月14日（05年）NHKが対策を協議した席上、松尾、野島氏等が「安倍晋三氏に呼びつけられたのではなく、説明に行ったことにしよう」と口裏合わせしたと上司から聞いたとある。この会議はあったのか？メンバーは？」

NHK原田放送総局長「1月12日の朝日新聞記事、長井暁氏記者会見、への対応を協議した。出席者は松尾元放送総局長、伊東元番組制作局長ほかだ。ただし野島元総合企画室担当局長はいなかった。また、関係者から聞いたがすりあわせの事実はなかった。」

山本「（安倍氏との面会についての）NHKの公式見解は、『事業計画の事前説明』だ。永田氏証言は、公式発言と違う。しかも上司からの伝聞に基づく口裏合わせしたという証言である。これはNHKとしては由々しき問題だ。どうケジメをつけるつもりか？」

NHK橋本会長「（永田）証言は伝聞に基づくもので根拠がない。まことに遺憾だ。NHKの姿勢は裁判を通じて示して行きたい。職員の人事上の扱いについては適切に対処したい。」

山本「適切に対処とは？朝日新聞では『介入記事』を書いた記者は現場からはずされた。NHKの対応は後手に回っているのではないか。ことの発端は長井氏の伝聞に基づく『介入』発言だ。内部調査はどこまで進んでいるのか？」（以下略）

この質疑で、山本議員は直接永田氏や長井氏を処分せよと言っているわけではないが、朝日新聞の記者がこの事件の報道を理由に現場をはずされたと指摘し、ケジメをつけるよう迫っていることから、事実上処分を求めたに等しいと受け止められた。

この国会質疑で、NHK会長が「人事上の扱いは適切に対処したい」と答弁したことから、その後のNHKの動きが注目されたが、NHKは、6月5日、管理職の定期異動人事で、「E TV2001事件」裁判で証言した永田浩三氏と、内部告発を行った長井暁氏を配置転換する人事を発令した。

この結果、永田氏は、衛星放送局統括担当部長（ハイビジョン放送編集長）から、新しく設置された「ライツ・アーカイブスセンター」エグゼクティブ・ディレクターへ、長井氏は番組制作局教育番組センター、チーフプロデューサーから放送文化研究所主任研究員へ、それぞれ異動することになった。いずれも番組制作現場から、事務・管理・研究部門への異動ということになる。NHKは、この異動が「適材適所」の判断に基づくものだと説明した。

この人事に対して、先述のように幾つかの団体から抗議の申し入れが行われた。申し入れを行った視聴者団体のひとつで、筆者もかかわっている団体「放送を語る会」<sup>2)</sup>は、この人事について情報収集を行い見解を発表した。以下この人事に対する批判は、この見解に添ったものであることを断っておきたい。

NHK内部では、放送現場から事務・管理・

研究部門への異動は、決して異例でも不自然なことでもない。また、今回の異動は職階級上の降格を伴うものではなく、手続き的に瑕疵があるというものでもない。したがって、形式的には問題ない、という外見をとっている。

しかし、経歴、実績、職種に対する希望、職場での評価、といった、当事者にかかわる個別具体的な事実の流れの中で、形式的には「適法」な人事異動が懲罰的な意味を持つことは充分ありうることである。今回の異動がそのような性格のものであった疑いはきわめて強い。永田氏や長井氏に近い局内の信頼すべき筋からの情報によれば、二人とも番組制作現場から外れたいという意向はまったくなかったという。

永田氏は、異動まで、NHKのハイビジョン番組の取りまとめ役を担当し、数々のハイビジョンの意欲的な番組をコーディネートして、世に送り出してきた人物だった。またNHKの数々のドキュメンタリーの名作も手がけてきた。その永田氏が、番組資料の事務的な処理をする部門に配転され、経営管理職である担当部長から、部下を持たない専門職に身分を変更された。

長井氏の場合も、番組制作のプロデューサーである氏が、放送文化研究所の研究職に異動する必然性は疑わしいと受け止められている。

いうまでもなく、不当配転という場合、配転先の職場、今回のアーカイブセンターや、放送文化研究所の業務を、制作現場の業務より低くみる、というものではない。あくまで職場での当事者の位置がどのようなものかによって判断されなければならない。

### 番組制作者の市民的権利の侵害

永田氏、長井氏の人事について、メディアはあまり関心を払わなかった。しかし、担当者そ

のものの現場からの追放は、個々の番組に対する介入や改ざんに比して、番組にとっても担当者にとってもより根本的な抑圧ではないだろうか。さらに今回の人事の場合、裁判での証言が理由という疑いが強いが、もしそうなら、ことはNHK内部だけの問題ではなく、市民的権利一般にとつての事件になることは避けられない。この人事の重大な意味をとりあえず三つ指摘しておく。

第一、法廷での証言は、良心に従って真実を述べる、という宣誓によって始まる。もし証言者の属する企業が、証言内容を理由に本人に不利益な取り扱いをするようなことがあれば、証言者の内心の自由、良心の自由は侵害され、重大な人権侵害となる。そればかりか、真実を追求する裁判の進行を妨害する結果を招きかねない。

第二に、政権与党の議員が、とくに犯罪を犯したわけでもない職員、しかも番組制作に従事する職員の処分を、自律的であるべき報道機関に要求したことにたいし、あたかもそれに応じるかのような人事異動を行ったことは、NHKの自主・自立の姿勢に重大な疑義を生じさせた。

第三は、この人事が、局内の制作者に与える威嚇効果である。裁判で証言した永田、長井両氏にたいする処遇は、局内外から注目されていた。局内では、みんなが見ている中でここまでやるか、という反応があるという。良心的な制作者に対して、この人事異動がもつ威嚇的な影響は無視できない。経営にタテつくとうどうなるか、ということはこの人事は示したと受け取られているからだ。このような経営の姿勢は、物言わぬ制作者を拡大し、職場の閉塞状況をさらに深刻なものにする、という指摘が局内にあるというが当然であろう。

3月22日の東京高裁での永田氏の証言は、こ

の番組の制作時、幹部の指示で強圧的な改変が行われたこと、それが政治家の強い圧力によるものであることを示唆した。その内容は、2005年1月の長井氏の内部告発と同等の意味を持つほどのものだった。この永田証言はNHKの公式見解とは一致せず、経営者が不快感を抱いたことは十分に考えられる。今回の人事異動に当たっては、単に「口裏合わせ」の証言だけが問題とされたわけではなかったと思われる。

## Ⅱ 「E T V 2001事件」とは

### 番組企画過程

問題の教育テレビの番組「E T V 2001」“戦争をどう裁くか 第2回問われる戦時性暴力”の企画・制作過程は、幾つかの段階をもつ複雑な経過をたどっている。

2001年1月30日の放送の後、取材に協力したVAWW-NETはその内容に驚き、NHKに公開質問状を出し、抗議した。

さらにその後、メディア研究者、ジャーナリスト、視聴者市民からNHKへの抗議行動が展開された。その過程で、これらの人びとのネットワーク「メディアの危機を訴える市民ネットワーク」（略称メキキネット）が結成された。

VAWW-NETやメキキネットの調査によって、番組の異常な経過が当時から次第にあきらかにされていった。内部で起こっていた状況については、決定的な手記が、ドキュメンタリー・ジャパンのディレクター坂上香氏によって発表された。「放送レポート」誌に、2002年1月～5月にかけて3回にわたって連載された「歪められた『改編』の真実」である [1]。

坂上氏は「E T V 2001」の当該番組の直接の担当ではなかったが、シリーズ全体に深くかかわっている。この報告は事件関係者の最初の

内部告発として、また誠実なドキュメンタリストの告白として価値が高い。

これら市民の活動や手記、資料、論考はかなりの数に達し、裁判の中でも新たな資料が発掘された。

2006年1月30日、5年前の放送日と同じ日に刊行されたメキキネット編「番組はなぜ改ざんされたか」（一葉社）[2]には、「E T V 2001事件」にかかわるほとんどすべての論考、資料と、メキキネットが独自に行った改編削除過程の精緻な調査結果が収録されている。

VAWW-NETジャパンが編纂したものとしては「消された裁き」（凱風社）[3]が重要で、前記の坂上香氏の手記もここに収録されている。

以下これらの資料に基づき、番組の制作経過をできるだけ簡潔に辿ってみることにしたい。

そもそも「E T V 2001」問題の発端は、放送の前の年、2000年8月に遡る。NHKの関連会社であるNHKエンタープライズ21（以下「NEP」と略称する）のプロデューサーが、東大の高橋哲哉氏の講演を聞き、12月に「女性国際戦犯法廷」が東京で開催されることを知る。NEPのプロデューサーはこれを取り上げた番組を企画しようとして、企画書作成を制作会社のドキュメンタリー・ジャパン（以下「DJ」と略称することがある）に依頼した。

9月には、NEPが、「E T V 2001」の窓口であるNHK本体の教養番組部に企画を持ち込んだ。受けたNHKの担当プロデューサー（永田氏）は積極的にこの企画を実現する姿勢をみせた。

ただ、「女性国際戦犯法廷」だけを取り上げる企画は通過しにくい、というので、「戦争をどう裁くか」という四夜のシリーズ企画が作られ、「女性国際戦犯法廷」を扱う回は第二夜とすることとなった。

スタジオでのメインゲストは、四回通して東大助教授の高橋哲哉氏（専門は現代哲学）で、問題の第二夜は高橋氏と、カリフォルニア大学準教授の米山リサ氏（専門は文化人類学）の二人が出演した。

2000年11月21日、このシリーズ企画はNHK番組制作局部長会で承認された。その後正式に番組がNEPに委託され、NEPは直接の制作をDJに再委託した。この番組はNHK—NEP—DJ、という三層の構造のなかで制作されることになったのである。

### シリーズ「戦争をどう裁くか」企画

番組の企画文書については、11月21日に正式採択された「教養番組部提案票」が〔2〕で紹介されている。前書きにあるシリーズ全体の企画趣旨と、問題の第二回のねらいは次のように書かれていた。（他の回はタイトルのみ）

「20世紀に起きた戦争や民族紛争の中で行われたさまざまな犯罪を検証し、和解を目指す取り組みが世界的な規模で進められている。それは、ナチスドイツによるホロコースト、南アフリカのアパルトヘイト、ユーゴスラビアによる民族浄化などの過程で起きた悲劇を、「人道に対する罪」という国際法の枠組みの中で検証し、真相の解明、公的な謝罪と補償を促すことで、和解を実現しようとするものである。

こうした流れは、第二次世界大戦における自国の戦争犯罪の真相の解明、謝罪、補償などを十分に行ってこなかった日本にも波及しようとしている。今年の12月には従軍慰安婦問題を中心に、日本軍による戦時下性暴力に検証する「女性国際戦犯法廷」が東京で開かれる。シリーズでは、世界的な規模で進められている和解への取り組みの実情と、東京で

行われる国際法廷の模様を軸に、21世紀に同じ過ちを繰り返さないために、20世紀をどのように清算すればよいのかを探っていく。

第1回（1／29）「問われる戦争犯罪」（略）

第2回（1／30）「問われる戦時性暴力」

今年12月、日本では、第二次大戦中の日本軍による性暴力の実情を明らかにし、その責任を問う国際法廷が、日本とアジア諸国のNGOと、国際諮問委員会によって開かれる。法廷では各国の法律家によって作成された「法廷憲章」に基づいて、被害にあった各国の法律家10名からなる検事団が起訴状を書き、南北アメリカ、ヨーロッパ、アジア、アジア、アフリカを代表する5名の裁判官によって、日本政府や軍の高官に対し審判を下す。

法廷ではアジア各国の元従軍慰安婦など50名の被害者が証言することになっている。この法廷はあくまでも民間法廷であり法的拘束力は持たないが、そのことがかえって思想的な意味での正当性と普遍性をもたらし、かつてベトナムにおけるアメリカ軍の犯罪を裁いたラッセル法廷のように、国際世論に大きな影響を与えるものになると考えられている。この国際法廷を東京裁判以来の歴史の中に位置付け、戦時性暴力を裁くことの難しさを明らかにするとともに、日本とアジア諸国の被害者が、どのようなプロセスで和解を目指すべきなのかを考える。

第3回（1／31）「いまでも続く戦時性暴力」

第4回（2／1）「人類の和解のために」

これが、局内で公式に承認された企画文書である。長さをいとわず引用したのは、制作過程の終盤で、この企画趣旨から逸脱した編集が行われ、放送内容と突き合わせた検証が必要だからである。

全体として、戦争の世紀といわれる20世紀の

悲惨な歴史的事実に向き合い、「人道に対する罪」という概念で戦争を裁こうという、人類にとって今もっとも必要で普遍的な課題を提示しようとする志の高い企画との印象を受ける。

この企画では、「女性国際戦犯法廷」が歴史上重要な役割を果たす「民衆法廷」であると正確に位置づけられていた。

日本軍が、南京虐殺事件に典型的に示されるように、アジア・太平洋戦争中に世界に例をみない規模で民衆の虐殺、強姦などの行為を繰り返したことは、動かしがたい歴史の事実である。とくに、植民地や占領地の多くの女性を「慰安所」に監禁して日夜性的暴力を加えた「慰安婦」制度は、被害者の人生そのものを奪う残酷かつ非人道的なものだった。

政府は1993年、ようやく国の関与を認め、「本件は当時の軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である」と明言し、「・・・心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、心からのお詫びと反省の気持ちを申上げる」と謝罪した。(8月4日、官房長官談話)

しかし、言葉のうえの謝罪はしたが、国の責任においての徹底的な事実の究明と、それに基づく個人補償はついに行なわれなかった。また「慰安婦」制度の責任者が明らかにされて、処罰されることもついになかった。

戦時中の日本軍の性暴力が不問に付され、不処罰の状態が続いてきたことは、1990年代、ようやく抗議の声を上げはじめたアジアの日本軍「慰安婦」制度の被害者たちにとって耐え難いことだったに違いない。

「女性国際戦犯法廷」はこのような状態に終止符を打ち、高齢化している被害女性たちに、正義が行なわれることを示す意図で企画された。1998年春、「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク (VAWW-NET・Japan) が提案して以

来、国際実行委員会が結成され、2年半の準備を経て開催されたのである。

今、筆者の手許には、「女性国際戦犯法廷の記録」全6巻と、法廷のビデオ記録「沈黙の歴史をやぶって」(64分)がある。これらの資料に接したとき、肅然とせざるをえなかった。高齢にもかかわらず来日し、耐え難い痛苦をこえて証言した被害女性たちの不屈の意思にたいして、また、眼をそむけ、耳を塞ぎたくなるような多くの事実を発掘、調査し、法廷を準備した国際実行委員会の膨大な努力にたいして、頭を垂れるほかないという思いにとらわれた。

この法廷の記録と判決文は、日本軍による戦時性暴力の、近年もっとも詳細で包括的な記録であるばかりでなく、およそ戦争とは何か、戦争の中の日本人(男性兵士)とは何か、という問題を、現代の日本人のありようにつなげてトータルに提起している。すべての日本人が法廷で明らかにされた事実に向き合う道義的責任があるとさえ思われる内容である。

「ETV2001」の企画者も、おそらくそのように感じ、番組を制作しようとしたものと思われる。その意図は、まぎれもなく放送人としての良心と先見性にもとづくものであった。

### 「法廷からの距離」か「歴史からの距離」か

直接の取材、撮影は委託をうけたドキュメンタリ・ージャパン(DJ)が行ったが、NHK教養番組部のプロデューサー(永田氏)、デスク(長井氏)も共同で番組を作り上げていった。2001年1月中旬には編集が1本につながり、試写が行われた。「ETV2001事件」では、一般に番組の「改変」「改ざん」といわれるが、何に対する改変かという点では、このDJとNHKの永田プロデューサーらが共同で作ったバージョンへの改変と理解してよい<sup>3)</sup>。

このバージョンは1月19日に教養番組部の吉



岡部長の試写の際、吉岡部長から厳しく批判され、永田プロデューサーらが激しく叱責された。吉岡部長の批判は「法廷との距離が近すぎる」「修正不能だ」などと激しく、DJと永田プロデューサーらは再編集作業を進めた。1月24日に再度吉岡部長試写が行われたが、ここでも吉岡部長は納得せず、さらに修正指示があった。

永田氏は、この1月24日版は、番組の趣旨を生かした、制作過程ではもっとも放送にふさわしいものだったと、法廷で述べている。しかしそれは叶わず、委託を受けたDJは、これ以上は限界だとして、今後はNHKで引き取ってほしいと、制作から離脱する。NHKと下請けプロダクションの関係では異例中の異例のできごとだった。

DJから番組を引き取った後は、主として「女性国際戦犯法廷」から距離をとることに意が注がれ、作業が行われたようである。

その主な内容は、VAWW-NET代表の松井やより氏のインタビューを削除すること、天皇有罪の発表シーンを削除して、ナレーションで紹介するにとどめること、また法廷に批判的な識者として日大の秦郁彦教授のインタビューを追撮し、あとから挿入すること、スタジオのアナウンサーのコメントを、法廷の問題点を指摘する内容に変えるなどの「手直し」であった。

またすでに収録が行われていたスタジオ解説部分についても、変更点との整合性を図るため、高橋助教授のスタジオ収録が28日に再度行われた。

こうした一連の作業の結果、1月28日深夜に、部長が主導した教養番組部作成の第2バージョンが44分の放送時間どおりで完成した。

NHKと下請けプロダクションの力関係を背景に起こったこの一連の動きで、直接取材したDJの担当者が、自らの信念や思想信条が抑圧された可能性がある。しかし、ここでは番組制作

上の技術や、番組制作にあたっての取材対象者との距離のとり方、といった問題が混在してきており、この段階でのDJ担当者と永田・長井両氏への思想・信条の侵害の態様については、もう少し判断する材料がないと踏み込めない。

しかしここで考えてみると、「法廷から距離をとる」と表現されている作業は、本質的には、日本軍「慰安婦」という歴史的事実に対する「距離」であったのではないかと筆者は疑っている。

言い換えれば、永田氏や長井氏らNHKの現場制作者とDJが共同で作上げたものと、教養番組部長が主張した番組との違いは、番組制作上の姿勢の違いという外見をとってはいるものの、本質的には、証言した元「慰安婦」の人々の言語を絶する苦しみへの倫理的想像力の違いに基づくものではなかったかという疑いである。

ここには、歴史を扱う番組での担当者の歴史観を含め、番組制作上の普遍的な問題が内包されている。関心を持たざるを得ない過程である。

こうして、番組は公式に採用された企画趣旨から次第に離れていく。法廷の意義をどう受け止めるか、という内容の中に、日本軍「慰安婦」制度そのもの、「女性国際戦犯法廷」そのものについての対立する見解が持ち込まれ、この問題を「公平・公正」にあつかうという、一見もっともらしいが、歪んだ内容が付け加えられていくのである。この改変事件は「公平・公正」という概念が、きわめて政治的かつ暴力的に利用された例として記憶されるべきであろう。

しかし、同時に、このNHK教養番組部が作成したバージョンには、なお重要な内容が辛うじて残っていたと推定される。日本軍「慰安婦」の4人ないし5人の証言、高橋、米山両出演者の、法廷を評価するコメントなどである。取材に協力したVAWW-NETには、すでにこの段

階で耐えられない改変と受け取られたであろう。しかし、このバージョンは教養番組部の現場が、外圧の中で番組を守ろうとしたぎりぎりの努力のあらわれだったかもしれない。

この教養番組部バージョンが、さらに1月29日と30日、NHK上層部によって、いわば問答無用の形で改変、削除が加えられることになる。この2日間のドラマは、単に上司の指示で編集の手直しをした、というレベルではない深刻な思想信条の侵害という性格を帯びたと筆者は考えている。番組制作者にとって見過ごすことができないこの番組の最終編集過程を問題にしたい。

その最後の2日間のドラスティックな動きを、我々は2005年1月12日の朝日新聞のスクープ、翌日の長井暁氏の記者会見による内部告発で知ることになる。

## 内部告発

長井氏が報道陣に発表した文書には次のような記述がある。(この告発の内容については、NHKは政治的圧力によって改変したのではないと主張して、朝日新聞へ抗議した。)

長井氏の主張では、1月下旬、衆議院議員の中川昭一氏と安倍晋三氏らが国会担当であった野島直樹総合企画室担当局長ら呼び出し、女性戦犯法廷を取り上げた番組の中止を強く求めた<sup>4)</sup>。NHKの国会予算審議を直前にした時期に、事態を重くみた野島担当局長は、放送前日の1月29日、松尾放送総局長を伴って安倍、中川両氏を訪ね、番組についての説明を行なった。

同日午後6時すぎから松尾、野島氏らと伊東律子番組制作局長が編集済みの番組の試写を行ない、三点にわたる改変を指示した。その結果、すでにオンライン編集(本編集)が終わっていた番組の手直し作業が行なわれ、本来44分である番組は43分という変則的な形で放送されるこ

とになった。

このときの主な改変は長井氏によれば次のようなものである。

①「女性国際戦犯法廷」が、日本軍による強姦や慰安婦制度が「人道に対する罪」を構成すると認定し、日本国と昭和天皇に責任があるとしたナレーション部分を全面的にカットする。

②スタジオ出演者のカリフォルニア大学の米山リサ準教授の話を数ヶ所カットする。

③「女性国際戦犯法廷」に反対する日大秦郁彦教授のインタビューを大幅に追加する。

しかし、最高幹部による改変指示はこれだけに止まらなかった。放送当日の1月30日、ナレーションやテロップ(字幕)を入れ終わり、完成間近になっていたところで、番組担当者が松尾総局長に呼び出され、さらに三点の削除が指示された。

カットされたのは、

①中国人被害者の紹介と証言 ②東チモールの慰安所の紹介と元「慰安婦」の証言 ③自らが体験した慰安所や強姦についての元日本軍兵士の証言 である。

日本軍「慰安婦」という事実に向き合う、という番組の趣旨からいって、根幹になるような部分の削除といわねばならない。この結果、通常44分の番組は4分短い40分という前代未聞の形で放送されるに至った。

長井氏が告発したこの経過は、二重三重に異様である。とりわけ政権政党の政治家に、個別の番組内容について事前に説明に行く、というのは異様である。NHKが報道機関であるなら、信じられない、あってはならない行為だった。

さらに重大なのは、国会担当の役員である野島担当局長が、後述するように、番組の最終段階で編集作業に加わり、削除、改変の指示を自ら行っている点である。このようなことは通常

の番組制作ではあり得ない。

以上の経過の中で、後から組み込まれた法廷に批判的な秦郁彦氏のトークが、大幅に追加された。秦氏は、トークの中で、法廷の手続きを問題にしたうえで、「慰安婦」については、当時の状況の中では売春は合法的であったとか、「慰安婦」は商行為であった、などと述べている。

当初、秦氏のトークは、法廷を評価する歴史家の内海愛子氏とペアで一回だけ使われただけだったが、1月29日の野島担当局長の指示で、内海氏のトークの後でもう一回登場し、内海氏の見解を挟む形で二回使われた。これが米山リサ氏のコメントの削除とあわせて行われたのである。対立した見解を両論併記で並べることはあるが、この並べ方は公平とは言えず、番組が秦氏寄りという印象が作り出された。

### 政治家の圧力

朝日新聞の記事、また長井プロデューサーの告発について、安倍、中川両氏は「圧力をかけてはいない」と否定した。

安倍氏は「呼びつけたのではない。予算の説明にきた。そのとき番組の説明があったので公正に放送してほしいと言っただけだ」と釈明し、中川氏は「NHK幹部に会ったのは放送後」だとしている。

このあたりの検証は本稿の任務ではないので詳述しないが、[2]には数多くの論考が含まれているので参照されたい。

確実なことは、中川氏が会長、安倍氏が事務局長を務めていた「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」に属する政治家が、この番組について放送以前にさまざまに批判していた、ということである。永田証言によれば、放送の数日前、伊東番組制作局長が、この会の編による「歴史教科書への疑問」という書籍を持

ってきて、その中にあった会の委員の一覧の中川昭一氏のところを指し、永田氏に「言っているのはこの人たちよ」と言った、とされている。

「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」は、歴史教科書に「慰安婦」の記述があることに危機感を抱き、「慰安婦」の記述を教科書から削除するための活動を続けていた。これらの右派政治家、右翼団体が、「慰安婦」と昭和天皇の責任を真正面からとりあげた「女性国際戦犯法廷」取材した番組に激しい反応を示したのは当然の成り行きといえる。ちなみに冒頭で紹介した国会質疑の山本順三議員もこの「議員の会」のメンバーである。

## Ⅲ 修羅場の2日間

### NHKのいう「編集過程の詳細」

長井氏の告発や朝日新聞の記事に対し、番組の制作は自主的に行われたとするNHKは、

2005年7月20日、関係者五人の裁判での陳述書をもとに、「編集過程を含む事実関係の詳細」を発表した。(以下「詳細」という。)

この文書によれば、問題の2日間を含む最終段階の動きは、概略つぎのようなものである。さまざまな疑問が生ずるが、それは後述する。

「・・・1月25日から26日ころ、NHK総合企画室の担当者が古屋圭司議員など、自民党総務部会所属の複数の議員を訪れた際に、『日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会』所属の議員らが昨年12月に行われた『女性国際戦犯法廷』を話題にしている」「予算説明に行った際にはかならず話題にされるだろうから、きちんと説明できるように用意しておいたほうが良い」といった趣旨の示唆を与えられた。

1月26日、野島総合企画室担当局長が、(以下野島という)松尾放送総局(以下松尾)に、この番組の内容を教えてもらいたいと申し入れ、松尾は夕方行われた試写に野島を同伴した。

吉岡民夫教養番組部長(以下吉岡)の指揮のもとで作成された番組の粗編<sup>5)</sup>の試写の結果、松尾と伊東律子番組制作局長(以下伊東)が女性法廷を必ずしも積極的に評価しない立場の識者のコメントを入れることを提案した。

これを受けて、永田プロデューサー(以下永田)が、日大秦郁彦教授にインタビューの交渉を行い、承諾された。

27日午後1時ころ、右翼団体の街宣車数台がNHKを取り囲み、メンバー約20名程度が局舎内に乱入する騒ぎが発生した。

同28日(日)、総合企画室の担当者が安倍晋三議員秘書に電話し、予算説明をしたいので日時を指定してほしいと電話。翌29日夕方なら空いているとの回答を得た。

29日午後4時、野島が松尾を伴って安倍議員を訪れた。まず野島が予算資料一式を手渡し、その後松尾が番組の説明を行った。安倍議員は慰安婦問題の難しさや歴史認識問題と外交の関係など持論を語った上で、こうした問題をNHKが扱うのであれば公平公正な番組であるべきだとの意見を述べた。

同日、松尾、伊東、野島、吉岡、永田、長井(番組デスク)らが立ち会って、44分になった番組試写を行った。検討の結果①日本国及び天皇に責任があったとする女性法廷の判決内容を削除、②町永アナ、高橋助教授、米山準教授らの発言のうち、女性法廷をラッセル法廷と同等の存在のように評価する部分を削除、③海外メディアの反応のうち判決内容や日本政府の責任にふれているものを削除、

④ナレーションのうち、日本政府の関与を断定的に述べている部分等を客観的な表現に変更、⑤マクドナルド裁判長のインタビューを追加、などの変更が決められた。

これらの変更個所を、番組制作局長室前で待機していた永田に対して、野島が伝えた。永田はこれでは番組が短くなってしまうと野島に告げると、野島は秦教授のインタビューを足せばよい、と述べた。

同日深夜、30日午前2時、約43分になった番組の試写が行われた。特に内容に意見が出なかったため、再度の修正をふまえた台本の作成作業を行った。

30日午前中から吉岡、永田、長井らはナレーション、音入れの作業を開始した。

同日4時ころ、伊東に会長室から電話が入り会長が空いているから来ないか、と告げられたため伊東は会長室に出向き、難しいテーマなので慎重にやっていることを伝えた。会長からはとくに指示はなかった。

伊東は会長に会ったことを松尾に伝えることとし、放送総局長室に向った。伊東と松尾はもう一度番組を確認しておこうと考え、台本を読み合わせた。そこで伊東が従前より気になっていた元日本兵の証言シーンと、元慰安婦とされる女性の証言シーンについて、再度考え直し、削除したほうが良いと判断、丁度ナレーション入れ作業を終えた吉岡を呼び、削除したい旨伝えた。

吉岡は今から削除は難しいと一旦は難色を示したが、松尾および伊東の強い要望を受け、最終的にはこれを了承した。

吉岡が永田に対してこれらのシーンを削除する旨を告げると、永田自身吉岡同様この段階からの編集に疑問を感じたため、松尾と伊東のもとを訪れ、残してはどうかとの意見を述べたが、松尾から「今回はこれでいきたい」

「従軍慰安婦を扱う番組はこれで終わりではない」「今度はしっかりと取材に基づいて番組を作ればよい」などと言われ、最終的に永田も納得した。この段階で本件番組は40分となった……。」

### 1月28日（放送2日前）までの制作過程

以上がこの番組の最終段階の編集過程についてのNHKの公式見解の概要である。人物の動き、削除内容については、ほぼ事実どおりであると言ってよいであろう。しかし、NHK「詳細」については、これほど事実の記述でありながら事実から乖離した文書もないのではないかと思える。

描かれている経過は、生身の肉体と心を持った人間が厳しく向かい合った2日間だったはずだ。実際には、怒鳴り声、涙、必死の直訴、といった行為が織りなすドラマが展開されたはずだ。この文書は、いわば肉体と魂を抜き取った記録である。はたして真実が含まれているのだろうか。

筆者は実はNHKでディレクターの仕事をし、退職したあと、現在の職に就いている。その眼でみると、NHKの「詳細」は、本能的な警戒感を抱かせずにはおかない類いの文章であると映る。そのように言えるのは、筆者が、長井デスクと永田プロデューサーの法廷での証言を手に行っているからである<sup>6)</sup>。

ここで、今度は、NHKの公式記録の流れを東京高裁での永田浩三氏の証言速記録（2006年3月22日）及び長井暁氏の証言（2005年12月21日）をもとに辿りなおしてみることにする。

まず1月26日の試写。初めて国会担当の野島担当局長が試写に参加した。永田氏は当然、この人物が加わっていることに違和感を持ったと言っている。番組の内容を決める試写と検討の場に、なぜ政治家対応の役員が立ち会うのかと。

しかし、試写の結果は穏やかなものだった。

「実際見ていただいた声は、なあんだというか、そんなに騒ぐほどのものではないという受け止め方だったように思います。……正直安堵感が流れたというふうに記憶しています」（永田証言）

このあと、28日には、高橋哲哉氏と町永アナウンサーのスタジオ部分の撮り直しが行われ、伊東番組制作局長の指示した女性法廷に批判的な識者の秦郁彦氏のインタビューが収録された。これらの新しい素材を織り込んで、28日深夜には44分の完成版ができ、吉岡部長は「これで行こう」とOKを出した。

ここで完成版というのは、作業用のデータが入ったSVHSテープの編集で完成したということである。これでディレクターの実質的な編集作業は通常は終わる。あとは、この作業テープのデータをコンピュータで読み取り、放送用のきれいなテープを技術的に作成していく。これは技術スタッフがつくECSという専門的な作業で「本編集」ともいう。普通ここまでくると手直しはまずない。編集データに沿って自動編集が行われるだけである。この本編集のテープができたあと、スタジオで音楽や効果音、ナレーションを入れるダビング作業となる。

これらの作業を残すだけの時点で吉岡部長がOKを出したのである。永田氏はつぎのように言う

「全メンバーの中で吉岡さんの判断以上のことができる人はいなかったの、吉岡部長がオーケーというのは、これで番組を出すということとイコールだと思いました。」

この永田証言は、野島担当局長はいうまでもなく、吉岡部長の上司である番組制作局長や放送総局長も、番組制作においては吉岡部長には比肩できない、ということの意味している。

奇異に思われるかもしれないが、この永田証

言には実感がこもっている。吉岡部長は、NHKスペシャルを中心に数々のドキュメンタリーの名作を手がけ、剛腕プロデューサーとして、番組制作では周囲から高く評価されてきた人物である。その吉岡部長がこれでいこう、と言ったのだから、あとは多少の微調整があるとしても永田氏はこれで決まりと思ったのだ。

## 修羅場の2日間の開始

ところが、放送前日の29日、野島、松尾の両氏が安倍晋三官房副長官に会ってから状況が一変する。

この日の夕方、吉岡—永田—長井ラインが完成させた44分の試写が番組制作局長室で行われた。このとき番組の本編集はほぼ終わっていた。吉岡部長をはじめとする現場は、一応確認の意味で見せておこうという意識でこの試写の機会を設定したようである。(長井証言による)

試写のあとしばらく沈黙があって、野島氏が、以前の態度を急変させ、「これでは全然ダメだ。話にならない」と言った。この直後から野島氏主導で「詳細」や長井氏の告発にあるような改変が加えられることになる。試写後の検討には永田氏、長井氏は外で待機するよう命じられ、参加していない。

1月26日の試写では安堵感が流れ、その上で更に幾つかの修正が加えられたにもかかわらず、ここで急激な変更が行われたのは、直前の安倍官房副長官と会ったインパクトが大きかったと考えるのが普通だろう。NHK「詳細」はこのことを隠している。

改変、削除の指示は「詳細」にあるように、番組制作局長室の外のソファで待機していた永田プロデューサーに野島氏から直接伝えられた。もし改変を命じるなら、番組制作局長が吉岡部長に指示し、吉岡部長が永田プロデューサーに命じるのがスジである。そのような慣行を

すべて飛ばして、その場に関係者が全員揃っていたのに、番組制作と直接かかわりが無いはずの国会担当の野島氏が、吉岡部長を経由せず直接現場制作者に削除、改変を指示した。これは異様な光景と言わなければならない。しかし、なぜか、ということNHK「詳細」は書いていない。

理由は二つあると考えられる。第一は、現場のプロデューサーに、従軍「慰安婦」について、理由を示して改変を指示できるだけの知識を持った人物が、そのとき野島氏をおいて他にはいなかったからだ。長井氏は、吉岡部長から聞いた話として、松尾、伊東両氏は、天皇有罪をはずしてほしい、というぐらゐの要求しかなかなく、あとははっきりしなかった、と証言している。日本軍「慰安婦」について、野島氏はこの時まで相当に勉強したようで、その「学習」は、野島氏の改変指示の内容をみると、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」の主張にそったものとの疑いが濃い。

第二の理由は、長井証言にあるように、現場の責任者である吉岡部長が激怒して、席を蹴ってその場を離れたか、話し合いが出来る状態ではなかったからである。

永田氏は、吉岡部長が大声で「もうやってられない、そんなに言うなら勝手にやってくれ」と言い、ひどく荒れていたのも、この事態を收拾しようという気持で野島氏の指示をきいたという。

「じゃあ今から切るところを伝えるからというような形で、そんな議論するというんじゃなくて、そのとおりに書き写してほしい、ということで次々に伝えていくというのが基本でした」(永田証言)

この指示の中で、野島氏は、従軍慰安婦はビジネスだったとコメントに書けないか、と永田氏に要求したとされるが、さすがに永田氏は抵

抗してそうはならなかった。また、番組の中で歴史学者の吉見義明氏の、慰安所の設置に日本軍の関与を示す史料の紹介部分がある。この部分のコメントについても野島氏は変更を要求した。これは陸軍大臣の命による「軍慰安所従業婦等募集に関する件」という通牒であるが、最初のコメントは単にこの歴史資料が提出された、となっていた。これが30日のナレーション収録の際に改変され、「・・・これは民間の手で慰安婦を集めるときのトラブルをなくすことを目的に軍が関与したことを示す史料です」というコメントとなった。「民間の」という語句が新たに加えられ、日本軍の関与を薄める効果が生じた。

この有名な史料については、「若手議員の会」などが、その価値を低めるような解釈を展開しており、野島氏の改変要求はこれに添うものだった。こうして、野島氏の指示による大幅な削除、改変の結果、番組は通常より1分短い43分となり、翌30日、放送当日にナレーション入れなど、完成作業が行われることになった。

### 放送直前の削除命令

しかし、その作業もほぼ終了した放送当日の30日夕方、松尾放送総局長からスタジオの吉岡部長に電話が入り、さらに削除が命じられる。

放送はあと4時間に迫っていた。

番組はナレーション入れが終わり、放送テープにする最終作業に入るところで、通常ではもはや編集作業に後戻りできない時点に来ていた。

吉岡部長は激しく抵抗したと見られるが、最終的には松尾総局長に押し切られた。

削除が指示されたのは元日本兵の加害体験の証言と元「慰安婦」の証言である。

2005年1月の長井氏の記者会見以後、NHKのプロデューサー、ディレクターの有志がこ

の問題の勉強会を開き、当事者の吉岡氏と永田氏を呼んで事実経過を聞く、という動きがあった。その有志がまとめたとされる事実経過の記録が、裁判の証拠として採用されている。この記録の中で、30日の吉岡部長と幹部のやりとりの部分を弁護人が読み上げているが、これは吉岡部長が語ったことを有志がまとめたものと思われる。本人の直接の発言ではないことを断った上で、引用したい。

「松尾総局長の部屋へ行くと、松尾、伊東、野島がいた。」「伊東：『自民党は甘くなかったわよ。吉岡ちゃん。』」「松尾：『これから言うことは経営判断だ。議論している場合じゃねえ、吉岡。』」「松尾は台本を持っていた。その台本には斜線が引いてあった。台本を互いに出して。」「松尾：『〇〇ページを開けろ。ここからここまでなし』」

永田氏は、吉岡部長から同じような総局長室の情景を聞いたと証言している。

こうしたやりとりによる放送直前の削除命令は、吉岡部長から苦渋にみちた調子で作業中の永田プロデューサーに伝えられた

永田氏は、これを聞いたとき「ひゅうと奈落の底に落ちていっているようなものだ」と傍らの長井デスクに言い、放送総局長に抗議に向った。しかし総局長室を知らなかったのも、スタジオから番組制作局長室に駆け上がった。

「・・・松尾総局長の部屋がどこにあるのかわかりませんでしたので、まず番組制作局長の部屋の隣に行って、こんなことがあってよいのかということで憤慨してみんなに訴えました。皆さん下を向いてて、無視するような感じでしたけれども、1人、じゃ僕が付いていってあげようという方がおられましたので、その方にエスコートされて20階の松尾総局長の部屋に入っていました。」

この証言はなんでもないように見えるかもし

れないが、番組制作局長室の隣は番組制作局総務の部屋である。所属するセクションの部屋で声をあげるならともかく、他のセクションの事務室で立ったまま幹部の不当を大声で訴えるという行動は、通常では考えられない。永田氏の切迫した心理状態がうかがえるシーンである。

放送総局長室には、松尾氏、野島氏、伊東氏の三人の幹部がいた。永田氏は「やっていいことと悪いことがある」と総局長に激しく抗議した。現場の一品プロデューサーが、総局長に直訴するのも異例のことである。以下永田証言。

「慰安婦の証言を切ったり、加害兵士の証言を切ることは、番組制作者の基本にかかわる作業だということで、私は激しく抗議しました。」「私はとにかくこの期に及んでこういうものを削除するということはありませんし、もし本当に切るんだったら加害兵士はじゃあそうだと、慰安婦の方の証言だけは何とか残してもらえないかということで申しました。松尾さんは、放送の責任を取るの自分だと、自分が納得する形で放送させてほしいというふうに言われました。私は、ここでそういう形で放送すれば、番組尺も40分になってしまうんですけども、そんなことになってしまうのであれば、NHKが深手を負いかねませんし、何とか考え直してもらえませんかというふうに申しました。」

永田証言は、続いて、野島氏がやりとりをひきとって「君がまじめで一生懸命なことは分かった、でももう決まったことなんだよ」と言ったこと、伊東局長が一言も言わず泣きそうな顔で黙っていたこと、を明らかにしている。

## 最終段階の削除

この番組の削除、改変は、放送日まで多岐かつ多段階にわたって行われた。それぞれの意味するものについては多くの論考がある。ここで

は詳述することができないので、放送当日の削除内容と考えられる部分に限って記しておく。この内容は、前掲書の板垣竜太「政治介入と番組改変」〔2、p124-125〕と、VAWW-NETの制作した前記女性国際戦犯法廷の記録ビデオを参考にした。

### ①中国の被害者の証言

(ナレーション)「中国山西省で抗日運動に参加していた万愛花さんは1944年、日本軍に捕らえられ、強かんされました。」

(万愛花さんの証言)「日本兵が私をこんな体にしたんです。恥ずかしくなんかありません。服を脱いでお見せします。50年間苦しんできた・・・放して、私の50年を返して」(万さんは証言中倒れ、担架で運ばれる)

### ②東チモールの被害者の証言

(エスメラルダさんの証言)「男も女も畑で働かされました。一日中、動物のようにこき使われたのです。」

(ペレさんの証言)「日本兵は次々に私たちに強かんしました。動物のように扱われ、逃げようとする、両親を殺すと脅されました。」

### ③元日本兵の証言

(元日本兵)「一個大隊が駐屯する所には、必ず2軒以上の慰安所があり、それはみんな朝鮮の人たちでした。日本軍の軍医が週に1回、必ず身体検査をやっておりました。それは性病の検査をしていました。」

(元日本兵)「軍隊では、戦場では強かんはつきものでした。絶対抵抗できない人たちに、勝手に、むやみに強かんして、しかし逆らえば殺したというのが実情でした。」

29日から30日にかけてのこうした削除・改



変は、原点である番組企画書の内容とは大きくかけ離れていく。長井証言はつぎのようにいう。

「これは私の理解ですけれども、この編集の目的、意図というのは、我々が吉岡部長を中心に、永田さんとやってきた、この試みを国際的な潮流の中に位置付ける、歴史的な経緯を踏まえるとか、法廷との距離をとるといったことは全く異なった目的だったと思います。その内容は、私の意見ですが、一つは慰安婦の存在を消す、もう一つは慰安所制度に対する日本軍及び日本政府の組織的関与を消す、法廷が日本政府及び昭和天皇の責任を認定したという判決部分を消す、あと戦後の日本政府や責任、対応の部分を消す、というようなことだったのではないかと思っております。」

長井氏が感じたこのような改変の本質は、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」の主張と大筋で重なるといえよう。

26日の試写以降、29、30日と連続する現場への指示・命令の異常性は次の3点に集約される。

- 1) 外部の政治家の圧力が国会担当の幹部を通じて現場に持ち込まれ、放送の自律性に強い疑いがもたれる事態であったこと。
  - 2) 番組制作における通常の管理、指導のシステムをはるかに超える制作過程であったこと。
- 通常は永田プロデューサーが編集責任者であり吉岡部長が最終の責任者で制作されている番組であるのに、その意思に反して、番組制作局長、放送総局長、国会対策の担当局長による指示・命令が行われた。
- 3) 番組の内容表現にかかわる変更が、職位の上下関係による問答無用の命令によって行われ、現場が理不尽と感じた命令の理由が充分に説明されず、職場に開示されなかったこと。

## 「内部的自由」の不在

現場を体験した者の感覚でいうと、以上みてきたような経過には、いかにも無残だという思いを禁じえない。野蛮だと言ってもよいかもしれない。放送直前、永田プロデューサーから、出演の高橋哲哉氏に「刀折れ、矢尽きた」と電話が入ったというが、おそらく現場は修羅場の連続であって、その情景が目浮かぶようである。

番組作りの過程で議論が起こったとき、論理に説得力があり、多く支持を得た主張が勝つというのが制作現場の健康な状態であって、上下関係による命令は最後の最後まで抑制されるべきである。論理ではなく、職場の上下、支配関係による問答無用の業務命令で、映像のワンカットワンカットのレベルで削除が命じられ、従わざるをえなかった事態の残酷さは、番組を作った者でなければわからない。

しかし、番組制作にあたる人間が、自らの信念に反する理不尽な命令を受けたときに、異議を申し立て、判断を求めるシステムは残念ながら日本の放送現場にはない。

1970年代以降、ドイツの公共放送において、制作スタッフの信条の自由の保護を含む「編集者綱領」制定の運動の展開があり、その成果が日本にも紹介された。これは、放送局内部における自由、いわゆる「内部的放送の自由」（単に「内部的自由」と言われることもある）を制度化する運動であり、NHK、民放の労組も、かつてこの制度の実現を課題のひとつに掲げ注目されたことがある。

「内部的自由」については、近年、石川明氏が精力的に研究されていて、氏の論文から多くを学ぶことができる [4]。

石川氏によれば、ドイツでは60年代後半から70年代の初めにかけて、組織体内部のジャーナリストの自由、いわゆる「内部的プレスの自由、

内部的放送の自由」が集中的に議論され、放送協会の組織体内部の紛争の処理についても、その手続きが「編集者綱領」の中で制度化されていった。現在ドイツ公共放送においては「信条の自由の保護」や組織内での「情報公開の原則」が一応の定着を見せているという。

[4]によれば、西部ドイツ（ケルン）、北ドイツ（ハンブルグ）、ブレーメンの三つの放送協会の場合は、「編集者綱領」が放送法のレベルで承認されている。法的な拘束力をもった「編集者綱領」が最初に発効するのは1987年のことであった。石川氏の、西部ドイツ放送協会の「編集者綱領」紹介の中で、筆者が重要と感じた内容は次のようなものである[4, p26-27]。

(1) 「編集者綱領」の適用を受けるものは、投票権をもって「編集者総会」を組織し、代表機関である「編集者代表会」を構成する7人の委員を選出する。編集者総会の構成員には、一般職員だけでなく、フリーのスタッフも含まれる。

(2) 編集者代表会と放送協会長は、「放送の自由を維持し、いかなる介入からもこれを護ることが民主主義社会にとって基本的に重要である」という合意に基づいて「編集者綱領」を作成する。

(3) いずれの番組スタッフも、その委ねられた番組上の任務を、協会の全体的な責任の枠内で、自らのジャーナリストとしての責任において遂行し、協会の任務の遂行に協力する。

(4) いずれのスタッフもその記事や番組において、自らの信条に反する意見や芸術上の見解を自らのものであるとして主張することを指示されたり、あるいは協会の任務の範囲にある総合的で真実な公共性のある情報に属する報告や意見を抑制することを指示されてはならない。

(5) いずれの番組スタッフも、放送での自らのジャーナリズム上の、あるいは芸術上の制作が侵害されたと見なす場合は、編集者代表会に訴える権利がある。これによって提訴者に不利益が生じてはならない。

(6) 訴えを受けた編集者代表会は、その事実を速やかに究明する義務があり、関係者を交えて障害を取り除くための検討を行う。

調停のための努力が実を結ばないときは、編集者代表会は放送協会長と協議する。

(7) 番組上の紛争が解決できないときは、仲裁委員会が召集される。仲裁委員会は会長に対して勧告を決議する。

(8) 放送が中止されたり、番組の本質的な内容が変更される場合は変更以前に責任者はその理由を説明しなければならない。

(9) 編集者総会は、編集者綱領の枠内で、重要な問題についての決議や意見を、放送協会の広報を通じて表明することができる。

このような「編集者綱領」の運動は、日本の放送メディア労組にも影響を与えた。民放労連は1970年に発表した「放送改革試案」で、ドイツと同じような紛争処理機関の設置を提案している。

日放労（NHK労組）も同様な意図で局内に「編集協議会」を設置するよう提案していた。1991年に、当時の日放労が刊行した「新公共放送論」[5]では次のように紹介されている。

『編集協議会』とは、制作・取材に携わる者が自由な雰囲気の中なかで自己の良心のみにしたがって制作活動に専念できるようにすることを目的としたものです。具体的には、管理者から自己の良心に反する業務を命じられたとき、または、みずから制作に携わった番組の放送が中止されたり、内容

が改変されたときに、事実関係を調査のう  
え『裁定』をおこなう機能と権限をもった、  
NHKの内部機関とします。経営者側と制  
作・取材の現場代表がそれぞれ推薦する同  
数の委員で構成するようにしたらどうで  
しょうか」[5、p134]。

上のような「内部的自由」の保障制度の主張  
をあらためて振り返ってみるとき、これが日本  
でなぜ長期にわたって実現せず、「絵に描いた  
餅」であり続けたのか、深刻な総括の必要を感  
じる。せめて局内に異議申し立てができる日常  
的な機関があれば、「ETV2001事件」の様相は  
かなり違ったものになっていたはずだ。

この「内部的自由」の制度的提案は、NHK  
経営委員会の公選、政府から独立した独立行政  
委員会による放送行政、の主張とあわせ、放送  
の改革についての要求として繰り返し提起され  
てきた。しかし、紹介されて30年を経た今、日  
本では「内部的自由」は死語と化している。今  
回の「ETV2001事件」は、その死語と化した  
「内部的自由」というキーワードを私たちの  
意識の中に再び復活させた。

なぜ日本の放送現場にこのような制度が成立  
しなかったのか、ここではその理由に詳しく立  
ち入らないが、ドイツでは、放送局に対する政  
党の影響力に対して、職能的な制作者集団が  
「編集者綱領」制定を運動として展開したとい  
う事情がある。日本では、放送メディアの労働  
組合が課題として掲げたものの、実力を背景に  
実現を目指すというところまで行かなかった。  
また、視聴者市民側も、こうした「内部的自由」  
の実現をめざして内部の労働者と連帯して闘  
う、という経験もなかったのである。

## 放送の多様性の確保のために

しかし、現代の放送メディアの「内部的自由」  
の保障制度は、必要ないのであろうか。今回の  
「ETV2001事件」が明らかにしたのは、このよ  
うな事態が生じた時、異議申し立てをする自律  
的紛争処理機構が内部にない、という、日本の  
メディアの後進性ではなかったか。

幹部の決定が覆されないとしても、せめて異  
議申し立てができ、責任者の説明責任が果たさ  
れなければ、放送局内の決定過程が職場には見  
えないまま、上司の恣意がまかり通ることにな  
る。とりわけ放送人として、ジャーナリストと  
しての見識を持たない卑小な人物がトップに座  
ったとき、被害は大きくなる。どこかでフェイ  
ルセイフの機構を組織自らが持っていないと、  
「ETV2001事件」のように、視聴者市民の決  
定的な不信を招くおそれがある。

もちろん、日常の番組の編集過程をみだりに  
明らかにすることは、かえって介入を招きかね  
ないのですべきではない。しかし、この事件の  
ように「公共放送」の自立にかかわる公益性の  
強い事案については、どこかに紛争を解決する  
機関があつて、持ち出せる道を残さないと、報  
復人事まで実現してしまうことになる。

「内部的放送の自由」は、しかし、現場制作者  
の権利保護という防衛的な意味だけで主張され  
てはならない。

民主主義制度の根幹である国民主権を実質的  
なものにするために、国民は問われている政治、  
社会、文化の問題について、自ら判断しなけれ  
ばならないが、そのとき判断に必要な多様な情  
報、事実、意見、見解などをメディアを通じて  
入手することが欠かせない。国民主権の原理は  
「知る権利」の保障を当然前提とするものであ  
る。

以上のような放送の多様性は、NHKにおい  
てはどのように担保されるべきか。現実のニュ

ース取材、番組制作では、いうまでもなくまずNHKで働く人々の思想・表現の多様性に支えられることになる。プロデューサー、ディレクター、記者、カメラマン、キャスター、アナウンサー、リポーター、その他技術スタッフも含め、番組制作、ニュース取材にかかわる人びとは、NHK職員であるとないとを問わず、市民として社会の中で生活し、何が問題か、何を放送で取り上げなければならないかを考える存在である。

こうした現場のスタッフは、国民の知る権利の行使を放送人として委託され、その要請に応える任務を持っているといえる。したがって、現場制作者の表現の自由は、国民の知る権利を保障するものとして、最大限に尊重されなければならない。

組織である以上、セクションのトップが決定するということは避けられないが、先述したように、現場に対して情報公開と説明責任が果たされ、判断の理由が局内で公開される必要がある。

しかし、現在の放送メディアの内部の状況を見ると、ドイツの「編集者綱領」のような制度を日本に導入すべきだと言っても、現実的とは受け取られないであろう。経営者はもちろん承知するとは思えない。

だからといって、番組内容をめぐる放送局内の紛争処理の機構がなくてよいというわけではない。ドイツ公共放送の「編集者綱領」ほどでないにせよ、放送局における「内部的自由」を確保するための制度の実現可能な構想が、まずメディア内部で検討され、提起されることが望まれる。その役割を経営者に期待することができないなら、当然、メディアの労働組合の役割が重要となることはいうまでもない。

放送局内の紛争解決のための機構を考えると、次のような幾つかの検討すべき問題が浮上

する。

1) 機構の構成員を、NHK労組・日放労の提案のように、現場と経営側双方で構成するか、ドイツ「編集者綱領」のように、制作者の組織が存在し、代表者が放送協会と協議・交渉を行うのか、という組織形態の問題。

2) 訴えることのできるスタッフの範囲をどこまでにするのかという問題、ここでは、正規の職員だけに限ることは現実的とは言えない。委託番組が増加している中で、下請けプロダクションの制作者もフリーのスタッフも含まれるべきであろう。

3) 訴えが真実で妥当性があることを審査できる組織の権威と自律をどう保障するかという問題。

4) 紛争が解決しないときに、その機構自体、また提訴者の外部への通報、公表の権利をどのように認めるかという問題。

等々、検討すべきことは多いが、放送局の現場制作者の要求が明確で道理があれば、視聴者市民の要求としても取り組まれる展望が開けるだろう。

## 結びにかえて

### ～放送人の資質ということ～

「E TV 2001事件」では、われわれはこれまで三つの内部告発を手に行っている。

放送の1年後に発表されたドキュメンタリー・ジャパンの坂上香氏の手記と、4年後の長井暁氏の記者会見による告発。そして、メディアに詳しく報道されたわけではないが、2006年3月の東京高裁での永田浩三氏の証言である。

番組制作にかかわった主要な人々の中で、この3人が勇気ある告発をし、あとの人々はNHK

側の立場で裁判に臨み、その後とくに発言をしていない。この違いを生んだものは何だろうか、と考えることがある。

誰が悪玉でだれが善玉というほど、ことは単純ではない。NHKをとりまく政治状況のなかで、それぞれが自分の判断や流儀に従って行動したのだった。

しかし、逡巡の末、苦しみながらやむなく告発に至った人々と、その他を分けたものはなにか。それは、女性国際法廷で証言した日本軍「慰安婦」とされた人々にたいする思いの強さだったのではないか。絶えがたい痛苦に抗して過去のすさまじい体験を語った証言者を、番組が裏切ったことへの痛切な思いが根底にあったと想像できる。

放送直前、何人かの日本軍「慰安婦」の証言が削除された。永田氏は東京高裁での証言で、この削除について、

「・・・非常に恥ずかしい。・・・歴史的なつらい体験をおとしめるような、そういう振る舞いをしたことの無残さということが。・・・やっぱり間違っていたんじゃないでしょうか」

と、涙を交えた痛切な調子で述べている。

また別のところで、放送人としての生きかたにかかわって次のように述べた。

「放送に携わる人間を律しているルールというのは幾つかあるんですけども、もし2つ挙げるとすれば、真実を希求する不断の努力ということ。(中略) もう1つ、やはり声を挙げられない人のことを我々は大事にして、放送という形でそれを紹介していくと、立場の弱い人のために放送はあるんだというふうにならずと信じてきましたので、彼らが言っていることが信憑性がないという判断でしたけれども、それを(カットを命じた人が)ご本人の前で本当に今でも言えるのか、というこ

とをむしろ、申し上げたい。やはり、弱い人の立場にたってやる仕事というのを、根本的に毀損する判断だったんじゃないでしょうか」

長井氏が4年間沈黙し、永田氏も事件について外部に向って語る事がなかった。このことについて、批判がないわけではない。「内部的放送の自由」の制度を、というとき、なぜこの人々を保護しなければならないのか、という違和感の声も承知している。しかし、放送企業内の思想・信条の担い手は、あくまでひとりの個人である。思想・信条が問題になるとき、対面する構図は個人対人事権を持った強大な組織ということにならざるを得ない。どんな強烈な個性をもった制作者も、組織内ではけっして強い存在ではないのである。永田氏、長井氏が沈黙しなければならなかったことを、37年間NHKの現場で働いた者として、自分の能力の延長線上で想像し考えることができる。

フリーのジャーナリストや、メディアの研究者から、組織内の制作者が個人として強くなるのが解決の方向だ、という発言をよくきくことがある。当然の主張であるが、現実には、個人の姿勢や能力の伸張に期待をかけるだけでは100年たっても現場は変わらないであろう。

NHKの場合、NHKという総体だけを見るのではなく、NHKの中であってNHKに向かい合っている個人がいることに想像力を働かせ、外部の視聴者市民が内部とつながっていくこと、その結び目に労働組合が位置づくこと、この長期にわたる営為の中で、放送制作における制作者の権利の制度を構想し提案していかなければならない時が来ている。

## 〈注〉

- 1) 朝日新聞2005年1月12日付記事は「中川昭・安倍氏『内容偏り』前日、幹部呼び指摘」という見出しでこの事件を報じている。
- 2) 放送を語る会は、1989年に発足した視聴者団体。NHK、民放の放送関係者、研究者、ジャーナリスト、視聴者市民などが参加している。
- 3) NHK側の主張では、放送した番組がすべてであって、「改変」「改ざん」と言われるものは、すべて放送に至る自主的な編集過程であったということになる。形式的にはその通りであるが、それではこの過程の事件性が表現できない。本稿では一般に行われている批判的な検討にならない、「改変」「改ざん」と言う表現を使用した。
- 4) 「呼び出した」ことを、政治家もNHKも否定している。この点で「口裏合わせ」があったとする永田証言については先述の通り。
- 5) 粗編（あらへん）。番組の構成にしたがっておおまかに編集されたテープ。通常放送時間より長く、番組全体がつかめると同時に変更の余地を残している。
- 6) 永田氏と長井氏の法廷での証言記録は、VAWW-NET Japan発行のニュースで主要部分が紹介されている。永田証言は2006年3・4月合併号、長井証言は1・2月合併号にそれぞれ掲載された。また「放送の公共性の〈いま〉を考える全国連絡協議会」ホームページにもアップされ、読むことができる。

## 参考文献

- [1] 坂上香「歪められた『改編』の真実」メディア総合研究所発行「放送レポート」2002年1月、3月、5月刊行分
- [2] メディアの危機を訴える市民ネットワーク編「番組はなぜ改ざんされたか」一葉社、2006年
- [3] VAWW-NETジャパン編「消された裁き」凱風社、2005年
- [4] 石川明「番組制作者の自由と責任」関西学院大学社会学部紀要80号、1998年
- [5] 奥田良胤ほか「新公共放送論」ヒロ・プランニング 1991年